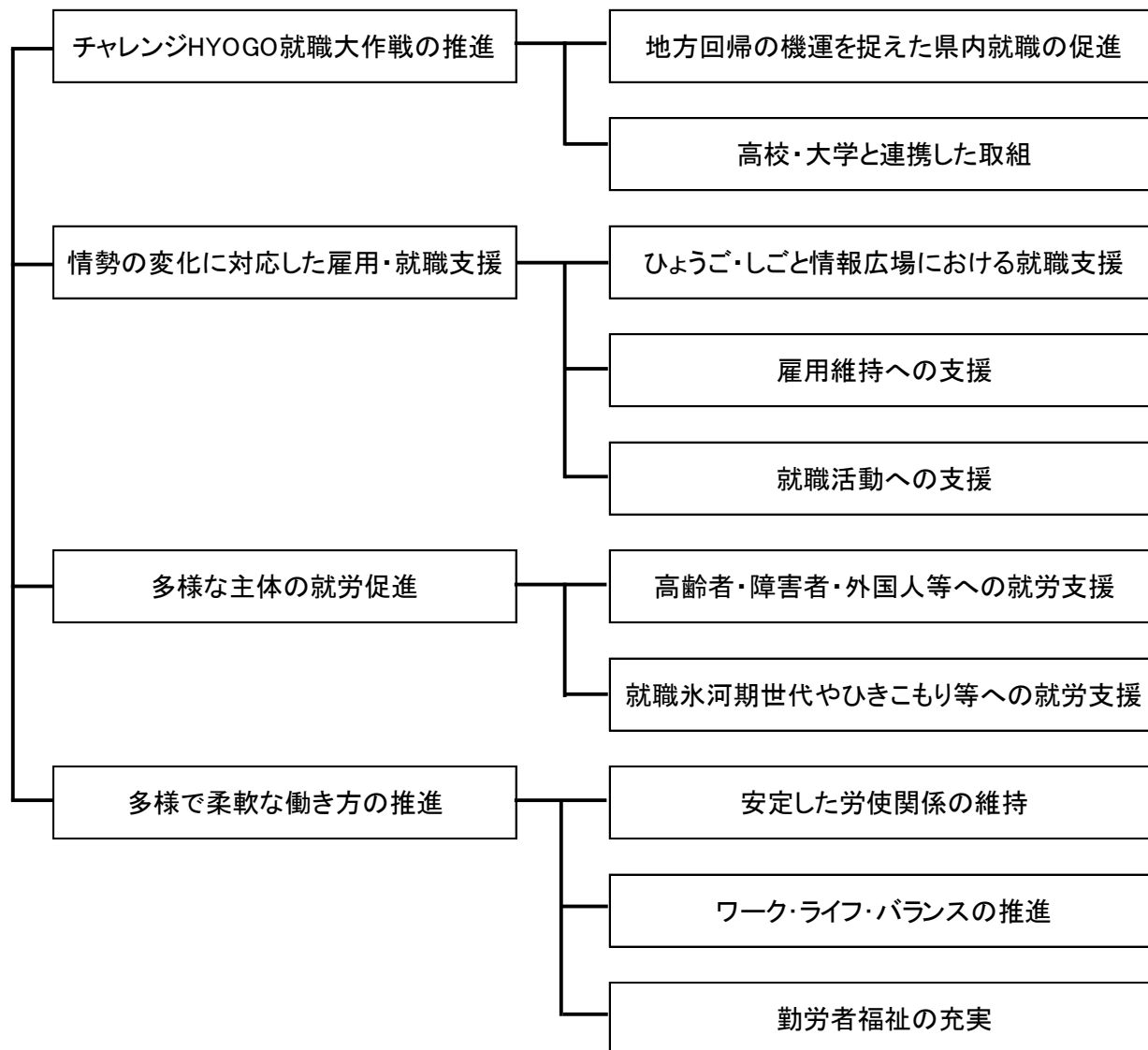


雇用・就業支援と勤労者福祉の向上について

	ページ
I 雇用を巡る現状	1
1 本県の雇用情勢	1
2 本県の人口流出の状況	2
3 県内大学卒業者の就職状況	2
4 本県の就労対策に係る合同企業説明会等一覧	2
II チャレンジHYOGO就職大作戦の推進	3
1 地方回帰の機運を捉えた県内就職の促進	3
2 高校・大学と連携した取組	8
III 情勢の変化に対応した雇用・就職支援	10
1 ひょうご・しごと情報広場における就職支援	10
2 雇用維持への支援	11
3 就職活動への支援	12
IV 多様な主体の就労促進	13
1 高齢者・障害者・外国人等への就労支援	13
2 就職氷河期世代やひきこもり等への就労支援	19
V 多様で柔軟な働き方の推進	21
1 安定した労使関係の維持	21
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	23
3 勤労者福祉の充実	31

令和4年度 労政福祉課 施策体系表



I 雇用を巡る現状

1 本県の雇用情勢

新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率は令和2年7月から令和4年5月まで23ヶ月連続で1倍を下回っていたが、6月以降は1倍を超え上昇傾向にあり、求人が求職を上回るなど、雇用情勢は持ち直しの動きがみられる。

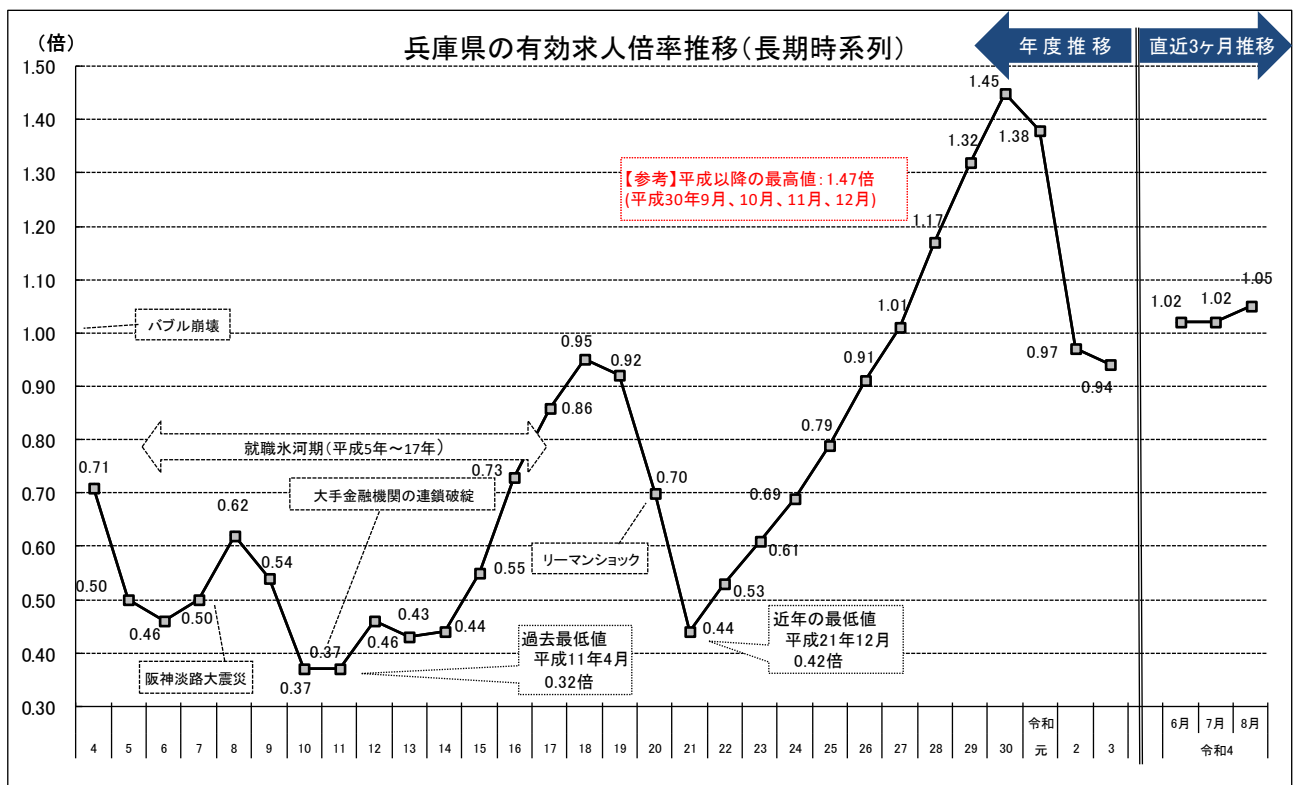
※全国1.32倍、近畿1.20倍（8月）

【有効求人倍率等の推移】

（単位：倍、人）

区 分	年度平均					直近3か月		
	H29	H30	R1	R2	R3	6月	7月	8月
有効求人倍率	1.32	1.45	1.38	0.97	0.94	1.02	1.02	1.05
（就業地別）	1.44	1.56	1.49	1.02	1.04	1.15	1.15	1.19
有効求人数	98,920	104,075	98,234	76,824	80,846	88,412	87,839	88,146
有効求職者数	74,815	71,961	71,398	79,387	86,313	86,947	86,441	83,914

兵庫労働局調べ



兵庫労働局調べ

【新型コロナに係る解雇等見込数】

区分	R2. 2～R4. 3月 (～3.31)	R4. 4～8月 (4/1～9/2)	合計
人数	(累計) 3,624人	0人	3,624人

厚生労働省調べ

2 本県の人口流出の状況

近年、6,000～7,000人程度の転出超過が続いており、特に20歳代が拡大している。

【本県の人口転出入数の推移】

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R3－H29
転 入	85,438人	86,414人	85,647人	83,526人	83,089人	▲2,349人
転 出	92,095人	92,502人	92,907人	91,049人	89,309人	▲2,786人
転入超過	▲6,657人	▲6,088人	▲7,260人	▲7,523人	▲6,220人	437人
うち20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲7,098人	▲8,832人	▲7,962人	▲1,971人

住民基本台帳人口移動報告

3 県内大学卒業者の就職状況

県内大学卒業者の約7割が県外の企業へ就職する状況が継続している。

【県内大学卒業者の就職先】

区 分	H29 (H30.3卒)	H30 (H31.3卒)	R1 (R2.3卒)	R2 (R3.3卒)	R3 (R4.3卒)
県 内	29.0%	28.4%	28.2%	29.8%	29.4%
県 外	71.0%	71.6%	71.8%	70.2%	70.6%

兵庫県企画県民部教育課大学室調べ

4 本県の就労対策に係る合同企業説明会等一覧

説明会等名称	R3		R4（8月末時点）		詳細記載ページ
	参加企業数	延べ参加人数	参加企業数	延べ参加人数	
首都圏の女子学生等を対象とした交流会やワークショップ	12社	61人	15社	66人	P4
理工系学生と県内製造業企業との合同交流会【R4新規】	—	—	22社	29人	P5
大阪でのU J I ターン合同企業説明会	70社	289人	30社	106人	P5
WEB合同企業説明会	102社	480人	—	—	P6
県内出身者のUターン就職のための企業魅力発信フェア	25社	281人	29社 (WEBを今後実施)	162人	P6
保護者向け就活セミナー	5社	78人	(今後実施)		P6
大学生を対象とした全県版就職面接会	52社	130人	53社	136人	P6
女子学生と企業のプレマッチング支援事業	16社	321人	20社	142人	P8
コロナ離職者向け合同企業説明会	28社	121人	(今後実施)		P12
未内定学生向け合同企業説明会	127社	518人	48社 (今後2回実施予定)	152人	P12
就職氷河期世代向け合同企業説明会	29社	105人	(今後実施)		P20
合 計	466社	2,384人	217社	793人	—

Ⅱ チャレンジHYOGO就職大作戦の推進

1 地方回帰の機運を捉えた県内就職の促進

(1) おためし企業体験 in HYOGO (令和4年度予算28,478千円)

首都圏在住求職者や就職氷河期世代等の不安定就労者等に対し、おためし企業体験を通じ、適性にあった企業への就職を支援

① 企業体験

項目	実施概要
ア ミニ体験コース	数時間～1日程度の職場見学、企業説明、社員との交流会、就職支援セミナー等を実施
イ 職場体験コース	数日間の職場体験（職場体験、業務実習等）を実施
ウ おためし入社コース	1週間～1か月程度の就業体験を実施 体験後、企業と体験者双方の合意があれば本採用
エ オンライン体験コース	コロナ禍を考慮し、オンラインでの企業説明、社員との交流会や職場体験を実施
オ 首都圏参加者向け支援	首都圏向け広報、セミナー開催を通じた転職希望者の掘り起こしや、ニーズに合わせた個別調整、来県時のフォローアップ等を実施

② 滞在支援オプション

〈内 容〉 首都圏からの参加者に対し、体験中の短期滞在費及び来県旅費を助成

〈補助率〉 1/2

〈補助金額〉 短期滞在費:上限12万円/回（4千円/泊）、来県旅費:上限2万円/回

③ 企業インセンティブ

〈内 容〉 職場体験等の受入企業に謝金を支給するとともに、首都圏からの参加者及び就職氷河期世代の参加者を正規雇用として採用した企業に対し支援金を支給

〈支給金額〉 受入企業謝金：2万円/回、採用時の支援金：10万円/人

【実績】 登録企業数115社、体験者数50人（令和4年9月末時点）

(2) ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業（令和4年度予算52,687千円）

大学生・転職者等の県内就職を促進するため、県内企業の魅力や求人情報を発信し県内企業と若者のマッチング及び東京23区からの移住を伴う就業等を支援

① 「ひょうごで働こう！」マッチングサイトの運営

関連施策情報や県内企業の魅力及び求人情報を掲載するため、「ひょうごで働こう！マッチングサイト」を運営。広報強化に取り組み、県内就職に繋げる

〈掲載内容〉 ア ひょうご応援企業、WLB認定企業等の求人情報

イ 県内企業の魅力紹介

ウ 「チャレンジHYOGO就職大作戦」関連施策情報

エ 暮らし情報や移住の先輩コメント等兵庫の魅力紹介

〈広報手段〉 ア サイトと連動したスマホアプリを活用した情報発信

イ 大手民間求人サイトとの連携や検索連動型広告の活用

ウ 就職支援協定締結大学の学生等に対する広報

- 〈企業支援〉 ア 求人広告作成に関するセミナーの開催
 (10/5三田、10/12姫路、10/26神戸、11/16オンライン会場)
 イ 求人広告・採用ページ作成の個別指導・作成支援
- 〈実績〉 求人情報掲載件数 約150,000件
 (独自求人開拓分：令和4年8月末時点)
 累計登録法人数1,051社、累計掲載求人数2,775件

② 首都圏の女子学生等に対する県内就職の促進

- 県内企業への就職・転職のきっかけとなるよう、首都圏へ流出した学生・転職希望者等と県内企業の人事担当者や実際に活躍している女性社員等ロールモデルによる交流会やワークショップを、新たにオンラインも含めたハイブリッド方式で実施
- 〈対象者〉 首都圏在住女子学生、第二新卒者、転職希望者等
- 〈回数〉 年6回程度
- 〈場所〉 Mポート（みなと銀行東京支店内）、首都圏就職支援協定締結大学等
- 〈実績〉

年度	回数	参加企業数	参加者数
R3	4回	12社	61人
R4	6回（予定）	15社（予定）	66人

※R4年度参加者数は8月末時点で全6回中3回実施済の数値。

③ 移住支援金の支給

就業・起業による移住や中小企業の人材確保を促進するため、マッチングサイトを通して東京圏から移住した者等に移住支援金を支給

〈支給要件〉 以下の要件を全て満たす者

- ア 直近10年間のうち通算5年以上東京23区に在住または通勤していた者
- イ 移住後5年以上の継続居住意思のある者
- ウ 県が支援対象と認めた企業に就職した者または社会的分野の起業をした者等
 (専門人材、テレワーカーを含む)

〈補助単価〉 1,000千円／世帯、600千円／単身

〈実績〉 10件（令和3年度）
 13件（令和4年9月末時点）

(3) 「カムバックひょうごハローワーク」の運営 (令和4年度予算9,888千円)

東京圏における移住情報発信と、UJIターン促進の拠点であるカムバックひょうご東京センターにカムバックひょうごハローワークを併設し、UJIターン就職希望者と県内企業とのマッチングを推進

〈設置場所〉 ひょうご移住プラザ（ふるさと回帰支援センター内）（東京都千代田区有楽町）

〈開所日〉 週6日（火～日）（月・祝日は定休）

〈実施方法〉 相談員（2名）配置

- 〈事業内容〉 ア ハローワークの求人情報等に基づく職業相談・紹介
 イ 首都圏大学のキャリアセンター訪問による兵庫県企業のPR
 ウ U J I ターンイベントでの出張職業紹介
 エ 各県機関と連携した支援情報の提供（起業家支援補助金や就農相談等）
 オ おためし企業体験 i n H Y O G O の紹介 等

【相談実績】（令和4年8月末時点）

年度	相談件数（延べ）	就職内定者数
R3	113件	8人
R4	54件	1人



【相談対応の様子】

(4) 理工系人材の獲得促進事業 (令和4年度予算7,382千円)

県内外の理工系大学及び学生と、県内の製造業を営む中小企業とのマッチング機会を創出し、理工系人材の獲得を支援

① 企業と理工系大学との就職情報交換会

県内の製造業を営む中小企業と県内外の理工系大学とのパイプを作るため、オンラインによる就職情報交換会を開催

年度	開催日	参加大学数	参加企業数
R4	6月2日	8校	19社

② 学生との合同交流会

理工系学生に県内の製造業を営む中小企業の魅力を知ってもらうため合同交流会を開催

年度	開催日	開催地	参加企業数	参加学生数
R4	7月3日	神戸	14社	14人
	7月10日	姫路	8社	15人

(5) 合同企業説明会等の開催 (令和4年度予算16,130千円)

大学卒業時の県内就職と県外からのU J I ターン就職促進に向け、県外での合同企業説明会等を開催

① 大阪でのU J I ターン合同企業説明会

【実績（新卒向け）】

年度	開催日	参加企業数	参加者数
R3	6月23日	39社	198人
	10月12日	31社	91人
R4	6月20日	30社	106人
	3月	一社	一人

② WEB合同企業説明会

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内企業による新卒採用や学生の就職活動に遅れが生じていることから、WEB方式による合同企業説明会を開催し、多くの企業情報提供の場を設け、県内外の学生とのマッチング機会を創出

【実績（新卒向け・予定含む）】

年度	開催日	参加企業数	参加者数
R3	5月29日	54社	227人
	3月5日※	48社	253人

※ワーク・ライフ・バランス表彰企業限定

③ 県内出身者のUターン就職のための企業魅力発信フェア

主に大学3年生を対象として県内企業による情報発信を行うフェアを開催し、就職活動の本格的な開始前から、本県出身者が県内企業の魅力を知る場を提供

【実績（大学3年生向け）】

年度	開催地（開催日）	参加企業数	参加者数
R3	神戸（8月30日）	25社	281人
R4	神戸（8月18日）	29社	162人
	WEB（12月10日）※	50社（予定）	—

※ワーク・ライフ・バランス表彰企業限定

④ 保護者向け就活セミナー

学生の就職に大きな影響を与える保護者を対象として、就職活動への関わり方や県内企業の魅力を伝えるセミナーを開催

【実績（予定含む）】

年度	開催地（開催日）	参加企業数	参加者数
R3	神戸（2月19日）	5社	78人
R4	神戸（2月頃予定）	—	—

(6) 県内での合同企業面接会等の開催 （令和4年度予算1,686千円）

県内中小企業等の人材確保に向け、大学生を対象とした全県版就職面接会を開催
 <実施方法>（一財）兵庫県雇用開発協会に委託

【開催実績】（令和4年8月末時点）

年度	開催地	開催日	参加企業数	参加者数
R3	神戸市内	8月2日	52社	130人
R4	神戸市内	7月5日	53社	136人

(7) 中小企業就業者確保支援事業

(令和4年度予算37,659千円)

県内中小企業の人材確保、若者の県内就職及び定着の促進のため、奨学金返済支援制度を構築した中小企業と連携し、若者の奨学金の返済を支援

- 〈補助対象〉 ア 本社が県内にあり、従業員の奨学金返済負担軽減制度を設ける中小企業
- イ 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業を実施する企業（京都本社に限る）の県内事業所

〈支援対象〉 上記企業に勤める者で、以下の要件を全て満たす者

- ア 30歳未満の正社員の者
- イ 日本学生支援機構の奨学金を受給し返済義務のある者
- ウ 当該企業就職後5年以内である者
- エ 申請時点で県内事業所に勤務する者

〈支援期間〉 対象者1人につき、最長5年

〈補助額〉 支援対象者の奨学金年間返済額の1/3（上限6万円/年）

※ただし、企業の支援対象者に対する支出額の1/2の額が6万円を下回る場合は、その額

〈実施方法〉 （一財）兵庫県雇用開発協会で実施

【補助スキーム】

負担割合 企業：県：本人＝1：1：1

① 対象者が政令・中核市に在勤・在住の場合以外

1/3 企業	1/3 県	1/3 本人
-----------	----------	-----------

② 対象者が政令・中核市に在勤・在住の場合

1/3 企業	1/3		1/3 本人
	1/9 県	2/9 政令・中核市	

※平均的な奨学金借入金額：324万円、返済額：18万円/年、返済期間：18年
(マイナビスチューデント調査H26.3)

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	制度導入企業	交付決定対象者数
R3	181社	516人
R4	193社	314人

2 高校・大学と連携した取組

(1) 女子学生と企業のプレマッチング支援事業 (令和4年度予算7,026千円)

主に1、2年生の女子学生に対し、就職活動前から、企業研究やキャリア相談を通してキャリアプランニングに取り組むことを支援し、女性の就業を推進

① 企業研究・フォーラムの開催

女子学生（100名程度）を公募し、4名程度のグループを形成
各グループが企業研究の上、成果をフォーラムで発表（8・9月、12月）

② キャリア相談の実施

上記①と併行して、企業研究参加の学生に対し、ライフプランを考慮した個別のキャリア相談を実施

【開催実績（予定含む）】（令和4年8月時点）

年度	開催日	内容	主な課題研究テーマ	参加者数
R3	8月29日	中間フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・理想のキャリアとワークライフバランス ・女性が活躍できる場作り～建設業編～ ・IT業界で働くために身につけておくべきスキル 	176人
	11月23日	最終フォーラム		145人
R4	8・9月	社内報告	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が管理職になるための必要な支援 ・販社が実現可能なSDGsの取組 ・ファンマーケティングの企画運営プロジェクト 	142人
	12月4日	最終フォーラム		—



[フォーラムの様子]



[キャリア面談の様子]

(2) 高校・大学生「兵庫就活」促進事業 (令和4年度予算23,166千円)

① 高校生対象

県内企業の情報を掲載した企業ガイドブックを県内高校2年生全員に配布し、県内企業の魅力を発信

〈配布時期〉 県内高校2年生全員

〈発行部数〉 51,000部（※WEB版も作成・掲載）

〈配布時期〉 令和5年2月

〈掲載企業数〉 県下を7地域に分けて作成

地域企業：1 県民局・県民センターあたり30社

共通企業：ア 大学生が紹介する兵庫の企業（10社）

イ 学生に知ってもらいたい注目の企業（20社）

ウ 女性の活躍企業（10社）

計340社



[高校生向け企業ガイドブック]

② 大学生対象

大学生が県内企業への理解を深めるため、企業ガイドブック（WEB版）を作成・掲載

令和3年度 40社（兵庫県、神戸新聞社のホームページに掲載）

(3) 大学生インターンシップ推進事業 (令和4年度予算21,614千円)

中小企業の人材確保を図るため、大学生等を対象にインターンシップを実施

① インターンシップの推進

〈事業内容〉 県・商工会議所・経営者協会等による連絡協議会の設置
大学生等インターンシップの実施
「兵庫県インターンシップシステム」サイトで通年受付

〈実施主体〉 兵庫県経営者協会・兵庫工業会

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	大学数	参加者数	受入企業数
R3	68大学	169人	43社
R4	81大学	308人	59社

② 低学年インターンシップの実施

〈実施時期〉 8～9月(別途、事前研修(7月)・事後報告会(10月)も実施)

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	大学数	参加者数	受入企業数
R3	9大学	33人	12社
R4	7大学	23人	6社

③ インターンシップ参画企業とのマッチング会の開催

複数の県内企業と幅広く出会うことで、魅力を知るきっかけをつくり、県内企業へのインターンシップへの参加を促進

【実績】

年度	開催日	実施方法	参加者数	参加企業数
R3	6月6日	WEB	262人	19社
R4	6月5日	対面	93人	20社

(4) 大学との就職支援協定等の締結

大学生の県内企業及びUJIターン就職を促進するため、全ての県内大学と県出身者の多い首都圏等の大学と協定を締結し、学生に県内企業の情報等を提供

〈県内大学締結〉 36校(県内全大学。うち32大学は平成29年2月21日締結)

〈県外大学締結〉 12校(東洋、中央、東京農業(包括連携協定)、近畿、日本、東海、京都女子、大谷、岡山理科、広島工業、京都産業、京都橘)

〈協定の内容〉 連携・協力して取り組む事項

- ① 学生、保護者等に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知
- ② 大学内で行う合同企業説明会等の開催(県内企業の参加)
- ③ 学生及び卒業生の就職に係る情報把握
- ④ 県内の企業等におけるインターンシップ実施への支援
- ⑤ UJIターン就職支援(県外大学)

Ⅲ 情勢の変化に対応した雇用・就職支援

1 ひょうご・しごと情報広場における就職支援

(1) ひょうご・しごと情報広場における就職支援 (令和4年度予算72,721千円)

① ワンストップサービスの提供

就職を希望する者に対し、世代に応じた就職相談を実施するとともに、就活トレーニングや各種セミナー、就業マッチングを通じて、就職までの一貫したワンストップサービスを提供

<開設場所> 神戸クリスタルタワー12階

<開設時間> 10:00～19:00 (土日祝日は除く)

<実施方法> (一財)兵庫県雇用開発協会に委託

※ 神戸ハローワーク若者職業相談窓口と新卒応援ハローワークが併設され一体的に運営 (兵庫労働局と連携)

ア 若者しごと倶楽部の運営

学生やフリーターなど概ね39歳までの若年者を対象とした就職活動支援を実施 (厚生労働省若年者地域連携事業(ジョブカフェ)と一体的に実施)

<事業内容>

(ア) キャリアカウンセリング

(イ) 高校・大学、企業担当者向けセミナー

(ウ) 就活トレーニングから新入社員モチベーションアップに至る各種セミナー

(エ) ハローワークの求人情報検索端末機による職業紹介



[求人検索の様子]



[就活トレーニングの様子]

イ ミドル世代就労相談窓口の設置 (詳細: P19)

専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層である、ミドル世代 (40～64歳) を対象とした正規雇用化を促進

ウ シニア世代就労相談窓口の設置

就労意欲のあるシニア世代 (65歳以上) がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングを支援

【しごと情報広場利用実績】（令和4年8月末時点）

	相談件数（件）				就職内定者数（人）			
	若者	ミドル	シニア	計	若者	ミドル	シニア	計
R3	15,136	2,318	63	17,517	2,489 [1,632]	50 [24]	30 [0]	2,569 [1,656]
R4	6,371	922	49	7,342	786 [740]	10 [2]	0 [0]	796 [742]

※ [] 内に正規雇用者数を記載

② 「ひょうご応援企業」の登録、情報提供

県内で就職を目指す若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録、ホームページや企業説明会で企業情報を提供

＜実施方法＞ （一財）兵庫県雇用開発協会に委託

＜登録企業数＞ 585社（令和4年8月末時点）

2 雇用維持への支援

(1) 緊急対応型雇用創出事業

（令和4年度予算1,478,000千円）

新型コロナウイルス感染症の影響による、厳しい雇用情勢に対応するため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出

【実績】（令和4年8月末時点）

年度	雇用計画数	雇用者数
R3	1,200人	1,123人
R4	600人	504人

(2) 在籍型出向等支援事業の実施

（令和4年度予算5,942千円）

労働者の雇用継続を図るため、一時的に仕事が減少し、人手が余剰となっている事業主等から、人手不足事業主への期間限定の在籍型出向等（ワークシェア）を推進

＜事業内容＞

① 在籍型出向・副業等マッチングサイトの運営・PR

人手不足事業主の求人情報をサイトに登録し、在籍型出向・副業等を支援

② 実施企業の掘り起こし

推進員による県内企業への周知や送出し・受入企業の掘り起こしを実施

③ 専門相談の実施（予約制）

在籍型出向等に伴う課題に対し、専門家（社会保険労務士、中小企業診断士）による相談対応を実施

＜実施方法＞

（一財）兵庫県雇用開発協会に委託

【実績】（令和4年8月末時点）

年度	登録求人数	マッチング数
R3	100社、442人	9社、76人
R4	102社、456人	3社、4人

(3) コロナ離職者向け合同企業説明会 (令和4年度予算2,901千円)

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した、あるいは就職先が見つからない求職者等に対して合同企業説明会を開催

【実績】

年度	開催地（開催日）	参加企業数	参加者数
R3	神戸（9月23日）	28社	121人
R4	神戸（10月10日）	30社（予定）	—

3 就職活動への支援

(1) 未内定学生向け合同企業説明会の開催 (令和4年度予算10,862千円)

未内定学生と県内企業とのマッチングの場を提供するため、合同企業説明会を開催
〈対象者〉

今年度卒業予定の未内定学生、概ね3年以内の既卒者で未就職学卒者及び早期離職者
〈開催回数〉

WEB方式：1回、来場方式：2回

【実績】

年度	開催地（開催日）	参加企業数	参加者数
R3	WEB（11月30日・12月7日）	52社	122人
	神戸（1月20日）	24社	117人
	神戸（3月15日）	51社	279人
R4	WEB（5月28日・6月11日）	48社	152人
	神戸（10月25日）	30社（予定）	—
	神戸（12月）	30社（予定）	—

IV 多様な主体の就労促進

1 高齢者・障害者・外国人等への就労支援

(1) 高齢者の就労支援

<高齢者の就業状況>

平成29年度就業構造基本調査における本県の65～74歳の有業率は、32.7%であり、平成24年の同調査と比較すると4.4ポイント上昇している。

① シルバー人材センター事業の推進 (令和4年度予算10,243千円)

定年退職後等の高齢者の多様な就業機会を確保するため、県内34のシルバー人材センターを指導・育成する(公社)兵庫県シルバー人材センター協会の運営を支援

【会員数等】(34団体の合計、令和4年6月末時点) ※会員数は全国4位

年度	会員数 (人) ①	就業実人員 (就業率%) ②	就業延人員 (人日) ③	一人あたり就業日数 (日) ③/①
R3	41,262	31,104 (75.4%)	3,697,150	89.6
R4	41,428	26,513 (64.0%)	895,024	21.6

② シニア世代就労相談窓口の設置 (再掲：P10) (令和4年度予算6,579千円)

就労意欲のあるシニア世代(65歳以上)がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるように、就労希望者のマッチングを支援

<事業内容> ア キャリアカウンセリング

イ 短時間勤務の職業紹介

ウ 1日程度の体験就業の実施

エ 短時間勤務のしごと切出し支援



[シニア世代就労相談の様子]

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	相談件数	就職件数	体験就業協力企業	しごと切出し件数
R3	63件	30人	8社	77件
R4	49件	0人	3社	21件

③ 働くシニア支援ステーションの設置 (令和4年度予算1,124千円)

シニア世代の多様な就労希望と様々な就職先をマッチングさせるため、生きがいしごとサポートセンター内に新たに窓口を設置。コミュニティ・ビジネスにかかる起業・就業相談や就業体験、セミナーの実施から職業紹介まで、ワンストップで高齢者の就労を支援している。

<事業内容>

ア 相談業務、無料職業紹介

イ 就業体験のマッチング支援

ウ 高齢者向け起業セミナー

エ 在宅ワーカー養成研修

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	相談者数	就職者数
R4	416件	28人

(2) 障害者の就労支援

〈障害者雇用の状況〉

本県における令和3年の障害者雇用者数は18年連続で増加、雇用率も過去最高の2.25%となり、前年を0.04ポイント上回ったものの、法定雇用率2.3%は達成できなかった。また、法定雇用率を達成している企業の割合も49.5%にとどまっている。

① 障害者を雇用する企業への支援

ア 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業（令和4年度予算15,030千円）

中堅・中小企業による特例子会社・事業協同組合の設立や、特例子会社・事業協同組合による障害者新規雇用に要する施設整備費等の経費を助成

また、アドバイザーを設置し、特例子会社の設立を考える企業に対して手続き等に関する助言を行い、設立を支援

〈実施方法〉（一財）兵庫県雇用開発協会で実施

【助成金メニュー】

	特例子会社設立助成	事業協同組合設立助成	雇用拡大助成 (障害者の新規雇用)
対 象	中堅・中小企業	中小企業	特例子会社・事業協同組合
助 成 率	1/2	2/3	1/2
上 限 額	5,000千円	5,000千円	1人目/1,000千円(重度2,000千円) 2人目~/100千円(重度500千円)

【特例子会社設立助成の実績】（令和4年8月末時点）

年度	件数	新規雇用者数	助成額
R3	0件	0人	0千円
R4	1件	5人	5,000千円

〔参考〕 県内特例子会社の設置状況 31社（令和4年8月末時点）

イ 障害者雇用拡大支援事業（令和4年度予算8,852千円）

中小企業の障害者雇用促進に向け、専門員による相談支援やセミナー等を実施

〈実施内容〉 (ア) 障害者雇用に関する相談支援

(イ) 先進企業見学会や障害者雇用促進セミナーの開催

(ウ) 障害者雇用啓発のためのワークショップの開催

〈実施方法〉（一財）兵庫県雇用開発協会に委託

【実績】（令和4年8月末時点）

年度	相談支援		セミナー等	
	訪問	電話・来所	実施回数	参加者数
R3	42件	1件	6回	121人
R4	26件	0件	2回	42人

ウ ひょうご障害者ワークフォーラムの開催 (令和4年度予算1,143千円)

就労を希望する障害者やその支援者、障害者の雇用を考える企業を対象としたフォーラムを開催。企業ブースや関係機関の相談コーナーを設置するほか、オンラインを活用した情報提供も実施

【開催実績 (予定含む)】

年度	開催日	開催場所	参加人数	参加企業数
R3	11月16日	神戸国際展示場	505人	20社
R4	11月15日(予定)	神戸国際展示場	—	22社(予定)

エ 障がい者雇用フェスタひょうごの開催 (令和4年度予算419千円)

9月の「障害者雇用支援月間」に合わせ、障害者を積極的に多数雇用する事業所や長年にわたり模範的職業人として勤務する障害者を表彰。併せて、企業の先進事例紹介、就労支援者等による講演を実施



【実績】

年度	開催日	参加者数	表彰	
			障害者雇用優良事業所	優秀勤労障害者
R3	9月17日	98人	11事業所	21人
R4	9月15日	156人	7事業所	26人

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式のみで開催

② 障害者への就労・定着支援

ア ひょうごジョブコーチ推進事業 (令和4年度予算34,725千円)

障害者の就労・職場定着支援の充実を図るため、県独自制度のジョブコーチが障害者の職場を訪問し、個々の特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施

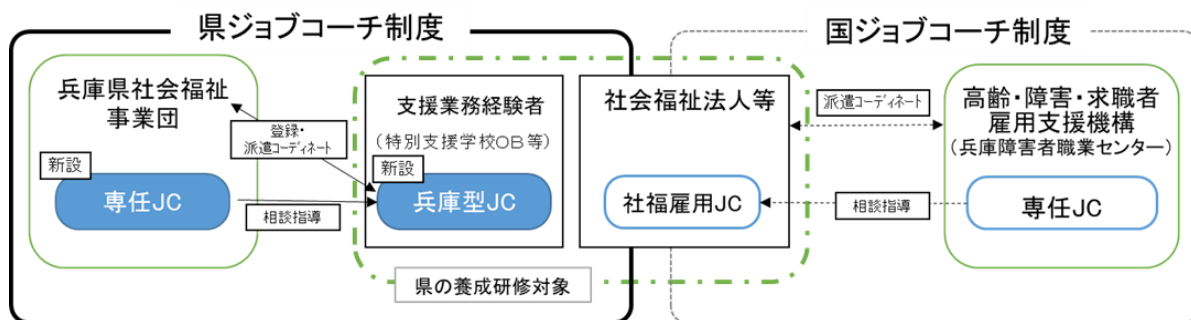
〈実施内容〉 (ア) 養成

国の定める養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチ等を養成

(イ) 派遣

兵庫型ジョブコーチまたは専任ジョブコーチが企業に出向き障害者及び企業双方に対する支援を実施

〈実施方法〉 (社福) 兵庫県社会福祉事業団に委託



※県ジョブコーチ制度は、短時間勤務を対象とするなど、国の制度よりも柔軟に運用

【実績】（令和4年8月末時点）

〈養成研修実績〉

	日 程	ジョブコーチ養成研修修了者数	兵庫型ジョブコーチ登録者数
第1期	令和2年10月19日（月）～24日（土）	15人	9人
第2期	令和3年8月16日（月）～24日（火）	12人	3人
第3期	令和3年11月15日（月）～25日（木）	15人	8人
第4期	令和4年8月22日（月）～31日（水）	20人	7人

〈ジョブコーチ支援実績〉

年度	専任ジョブコーチ（2人）	兵庫型ジョブコーチ（27人）
R3	175回	424回
R4	74回	447回

イ 障害者雇用就業・定着拡大推進事業（令和4年度予算48,030千円）

県内10か所の障害者就業・生活支援センターに推進員を配置し、実習・就職先の開拓や就職相談等を実施するほか、特に支援が必要とされる精神・発達障害者等に対し就労や職場での定着を支援

〈実施内容〉

- (ア) 基本的な労働習慣の習得に向けた個別支援
- (イ) 職務適性判断、職場実習調整
- (ウ) 精神、発達障害者の就労定着に向けた個別支援
- (エ) 就職先となる企業等の開拓
- (オ) 障害者、雇用者双方に対する継続的な相談対応 等

【センター一覧】（県内10箇所）

地域	実施機関	地域	実施機関
神戸	(社福)神戸聖隷福祉事業団(神戸市)	中播磨	(社福)姫路市社会福祉事業団(姫路市)
阪神南	(社福)三田谷治療教育院(芦屋市)	西播磨	(社福)兵庫県社会福祉事業団(赤穂市)
阪神北	(社福)いたみ杉の子(伊丹市)	但馬	(特非)ぷろじえくとPlus(豊岡市)
東播磨	(社福)加古川はぐるま福祉会(加古川市)	丹波	(社福)わかたけ福祉会(丹波篠山市)
北播磨	(社福)兵庫県社会福祉事業団(三木市)	淡路	(社福)兵庫県社会福祉事業団(洲本市)

【実績】（令和4年6月末時点）※四半期毎

年度	登録者数	相談件数	就職者数
R3	6,052人	8,929件	470人
R4	6,156人	2,573件	156人

③ 企業と障害者のマッチング

ア 障害者体験ワーク事業

(令和4年度予算8,962千円)

短期間の簡易な就業体験を通じ、特別支援学校生や福祉的就労従事者の就職活動に向けた意識を醸成

- 〈実施内容〉 (ア) 受入事業所とのマッチング、専門家によるサポート
(イ) 特別支援学校への出前講義及び出前ワーク(軽作業)
(ウ) 体験ワーク発表会、事例集の作成

〈体験業務〉 清掃、商品陳列、PC入力、製造補助、花壇植栽等

〈実施方法〉 (社福)兵庫県社会福祉事業団に委託

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	登録事業所数	受入事業所数(延べ)	職場体験参加者数	職場見学参加者数
R3	789事業所	159事業所	136人	29人
R4	824事業所	91事業所	86人	6人

(3) 県内外国人就労支援

(令和4年度予算11,337千円)

① 外国人雇用HYOGOサポートデスクの運営

外国人材の受入を希望する企業に対して、円滑な外国人雇用を支援するため、外国人雇用に関する制度理解を進め、相談等を行うサポートデスクを運営

〈実施方法〉 兵庫県経営者協会へ委託

ア 外国人雇用HYOGOサポートデスクの運営

〈対象〉 外国人を雇用している、または雇用を希望する県内企業

〈実施方法〉 対面、電話による相談

〈相談内容〉 在留資格、外国人雇用制度
業務内容・人事労務管理上の留意点の相談・助言

〈相談体制〉 雇用相談員(2名:企業人事・労務管理担当者OB等)
専門アドバイザー(予約制:行政書士、社会保険労務士)

〈設置場所〉 ひょうご・しごと情報広場内(神戸クリスタルタワー12階)

〈相談日時〉 週5日(月~金)、10時~17時

〈相談実績〉 R3年度:550件、R4年度:136件(R4.8月末時点)

イ 外国人雇用セミナーの開催

〈対象〉 外国人雇用に関心のある企業、外国人を雇用している企業

〈実施回数〉 年2回程度

〈実施内容〉 外国人雇用制度説明、雇用先進事例紹介等

〈開催実績〉 R3年度:2回開催、106人参加

R4年度:2回開催予定

(4) 保護観察対象者等の雇用・就労促進

保護観察対象者等の社会的自立には就労が重要であることから、就労に向けた支援を実施するとともに、雇用基盤整備を促進

① 刑務所出所者等雇用導入促進事業 (令和4年度予算7,040千円)

刑務所出所者等の社会復帰を促進するため、刑務所出所者等を新たに雇用する民間事業者に対し、人件費等の一部を補助

〈補助対象〉

ア 国の刑務所出所者等就労奨励金の支給対象となった協力雇用主

イ コレワークを通じて矯正施設出所者を雇い入れた雇用主

※ ア、イとも、原則、初めて刑務所出所者等を雇用する雇用主に限る。

ウ アにより補助対象となった雇用主が、イによる対象者を初めて雇い入れた場合

〈対象経費〉 雇用開始後最大4ヶ月分の給与、研修費

〈補助額〉 (給与7万円+研修費1万円) × 4ヶ月 = 32万円

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	補助事業所	雇用人数	(うち継続雇用者)
R3	16事業所	16人	(14人)
R4	7事業所	7人	(5人)

〈参考〉 刑務所出所者等就労奨励金の概要(国事業)

保護観察対象者等を雇用し、生活指導を行う雇用主に最大72万円の奨励金支給

〈支給対象〉 保護観察対象者等を雇用する協力雇用主

〈支給額〉 最大72万(雇用開始後6ヶ月間:8万円/月+12ヶ月目まで3ヶ月毎に12万円)

② 保護観察対象者等雇用拡大促進事業 (令和4年度予算6,658千円)

保護観察対象者等の雇用基盤整備を行っているNPO法人に就労支援員を配置し、協力雇用主の拡大や事業主支援のほか、啓発のためのシンポジウムを開催

〈事業内容〉 ア 協力雇用主に対する受入れ拡大、新規企業開拓

イ 事業主向けセミナーや施設見学会の実施

ウ 社会の意識啓発に向けたシンポジウムの開催

〈実施方法〉 NPO法人兵庫県就労支援事業者機構に委託

【更生保護就労支援シンポジウム開催実績】

年度	開催日	テーマ	参加者数
R3	12月7日	対象者への寄り添いについて	49人
R4(予定)	11月9日	寄り添いによる信頼の構築	—

※R3は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて規模を縮小し、協力雇用主を対象とした講演会を実施

③ 保護観察対象者等就労支援プログラム事業 (令和4年度予算6,340千円)

保護観察対象者等の就労を促すため、民間人材教育会社での研修や就労体験を実施

〈事業内容〉 研修(1ヶ月 賃金15万円支給) + 就職支援(最長3ヶ月)

※研修: 1週目: ビジネス基礎研修(座学)、2週目~1ヶ月: 職場体験

〈実施方法〉 民間人材教育会社に委託

【実績】(令和4年8月末時点)

年度	参加者数	就職者数(うち正規雇用)
R3	5人	1人(1人)
R4	2人	1人(1人)

(5) コミュニティジョブ支援事業

(令和4年度予算33,983千円)

ポストコロナを見据えた多様で柔軟な働き方を推進し、コミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援するため、NPO法人等による生きがいしごとサポートセンターの設置・運営を支援

〈生きがいしごとサポートセンターの設置〉 ※ () 書きは、出張相談の担当地域

所管地域	受託団体 (4団体)
神戸 (淡路)	(特非) コミュニティ・サポートセンター神戸
阪神南 (丹波)	(特非) コミュニティ事業支援ネット
阪神北 (但馬)	(特非) 宝塚NPOセンター
播磨	(特非) 姫路コンベンションサポート

〈補助率〉 10/10以内

- 〈実施事業〉 ① コミュニティ・ビジネスの起業・就業支援、全県展開等
② 副業によるコミュニティ・ビジネス起業支援
③ ショートワークの創出支援
④ 働くシニア支援ステーションの設置

【実績】 (令和4年8月末時点)

年度	就業・起業支援				相談・ 情報提供者数	セミナー等開催	
	就職者数 ①	起業支援数		雇用創出者数 ①+②		実施 回数	参加 者数
		団体数	従業員数②				
R3	562人	99団体	405人	967人	3,885人	47回	473人
R4	128人	22団体	106人	234人	1,173人	18回	153人

※就職者数①:最低賃金を上回る報酬が支給される仕事に従事した者

従業員数②:団体の起業者及び団体の業務に従事し、最低賃金を上回る報酬を支給された者

2 就職氷河期世代やひきこもり等への就労支援

(1) ミドル世代就労相談窓口の設置 (再掲: P10)

(令和4年度予算12,287千円)

「ひょうご・しごと情報広場」において、専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層であるミドル世代(40~64歳)を対象とした正規雇用化を促進

- 〈事業内容〉 ① キャリアカウンセリング
② レベルアップ就職プログラムの実施
③ ミニマッチング会の開催

【実績】 (令和4年8月末時点)

年度	相談件数	就職者数
R3	2,318件	50人
R4	922件	10人

(2) 就労支援プログラム事業 (令和4年度予算14,324千円)

就職氷河期世代の就職活動を支援するため、企業面接準備研修や就労体験を行い、正規雇用につなげる人材育成プログラムを実施

〈事業内容〉 研修（1ヶ月 賃金15万円支給）＋ 就職支援（最長3ヶ月）

〈実施方法〉 民間事業者等に委託

〈対象者〉 就職を目指す就職氷河期世代の未就職者等（51歳まで）

【実績】（令和4年8月末時点）

年度	内 訳	目標人数	参加者数	就職に結びついた人数 （うち正規雇用）
R3	就職氷河期世代就労支援プログラム	30人	28人	15人（8人）
	コロナ離職者向け就労支援プログラム	70人	67人	35人（14人）
	R3 計	100人	95人	50人（21人）
R4	就職氷河期世代就労支援プログラム	30人	4人	全3回予定中1回開催

(3) 就職氷河期世代向け合同企業説明会 (令和4年度予算4,215千円)

就職氷河期世代の就職促進を図るため、合同企業説明会を開催

【実績】

年度	開催地（開催日）	参加企業数	参加者数
R3	神戸（12月6日）	29社	105人
R4	神戸（12月13日予定）	30社（予定）	—

(4) ニート就労支援ネットワーク事業 (令和4年度予算1,204千円)

支援機関がネットワークを構築し、若年無業者に対する効果的な支援について情報交換や検討を行うとともに、支援機関が行うセミナーやボランティア体験の提供を支援

【実績】（令和4年8月末時点）

年度	自立就職支援セミナー	職場体験	ボランティア体験
R3	210人	11人	109人
R4	12人	18人	100人

V 多様で柔軟な働き方の推進

1 安定した労使関係の維持

(1) 労使団体との連携強化

① 雇用対策会議

労使団体及び労働関係行政機関と緊密な連携を図り、労働行政を円滑かつ効果的に推進するため、平成11年6月から、政労使で開催（年2回程度）

【開催実績】（令和4年8月末時点）

R3	R4年3月（書面開催）
R4	（時期未定）

【ポストコロナ社会に向けた地域経済・雇用の維持に関する四者合意（R2.8.4）】

新型コロナウイルス感染症の影響により県内の雇用情勢等が悪化する中、雇用対策会議を開催し、「ポストコロナ社会に向けた地域経済・雇用の維持に関する四者（※）合意」を採択・署名

（※） 県、連合兵庫、兵庫県経営者協会及び兵庫労働局

（合意概要）

- ① 事業の持続力と感染症への対応力の強化
- ② ポストコロナ社会を見据えた兵庫らしい経済と働き方の実現

② 地域別雇用対策会議

地域の雇用対策等についての意見交換や労働関係法令の周知等を実施するため、平成12年から、地域の労使団体及び労働関係行政機関が参加し、県民局・県民センター単位で開催（年2回程度）

【開催実績】（令和4年8月末時点）

地域	令和3年度	令和4年度	会議内容	主な出席者
神戸	2回	1回（計2回予定）	各機関の取組・課題等の情報共有、地域雇用対策意見交換、セミナー（有識者講演）等	県、市労働政策担当労働局（職安、労基）、商工会連合会、商工会、経営者協会、労働団体、ひょうご仕事と生活センター
阪神（南・北合同）	3回	1回（予定）		
東播磨	2回	1回（予定）		
北播磨	3回	1回		
中播磨	2回	（調整中）		
西播磨	2回	1回（予定）		
但馬	3回	1回（計2回予定）		
丹波	2回	（調整中）		
淡路	3回	（調整中）		

③ 労使関係総合調査の実施

労働組合の実態等を総合的に把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的として、労働組合基礎調査等を実施

【調査結果】

(各年6月末)

年	組合数 (組合)	組合員数 (人)	推定組織率 (%)	
			兵庫県	(参考) 全国
H27	2,111	392,736	20.2	17.4
R1	1,999 (△112)	388,892 (△3,844)	19.3 (△0.9)	16.7 (△0.7)
R2	1,956 (△43)	391,095 (+2,203)	19.8 (+0.5)	17.1 (+0.4)
R3	1,954 (△2)	388,940 (△2,155)	19.5 (△0.3)	16.9 (△0.2)

※1 () は対上段年比の増減

組合員数

※2 兵庫県の推定組織率 = $\frac{\text{組合員数}}{(\text{国勢調査の兵庫県雇用者数}) \times (\text{労働力調査の全国雇用者数伸び率})}$

(2) 労働環境・労働条件の向上

① 労働環境対策事業の実施

(令和4年度予算75,000千円)

中小企業における人材の確保と職場定着の促進を図るため、18商工会議所、28商工会が行うワーク・ライフ・バランス推進セミナーや労働安全衛生講習会等、勤労者福祉の向上を目指す取組を支援

【R3年度実績】計69事業

<主な取組>

	事業名	事業の概要	参加者数
神戸商工会議所	中小企業における健康経営の推進事業	中小企業の健康経営を推進するために、健康経営に関心を持つ企業を対象として、従業員の健康増進を実現している中小企業の成功事例等を学ぶセミナーや視察会を開催した。	138名
南あわじ市商工会	働きやすい労働環境対策事業	働きやすい職場作りによる従業員のモチベーションアップ及び職場内コミュニケーションの向上を目的としたコミュニケーション向上セミナーの実施や、若手社員向けのビジネスマナー向上研修を実施した。	160名

【R4年度実施予定事業】計69事業実施予定

<主な取組>

	事業名	事業の概要
尼崎商工会議所	コロナ禍・アフターコロナにおける採用力・人材定着強化事業	地域企業の雇用の継続や人材確保の安定、経営力強化のため、経営者や人事・採用担当者を対象としたコロナ禍・アフターコロナにおける採用力・人材定着強化セミナーを実施する。
淡路市商工会	地域課題解決を目指した雇用創出事業	人材確保のための勉強会の実施及び新卒者向け合同企業説明会等への出展を行うほか、母子家庭、子育て中の女性を対象とした地域密着型の合同就職面接会を開催し、島内での求人と求職のマッチング支援を行う。

② 労働安全衛生教育事業の実施 (令和4年度予算1,000千円)

労働災害の防止、労働安全衛生意識の高揚等を図るため、職場における労働災害防止やストレスチェック等に関する講習会の開催や周知資料の作成など、勤労者の労働安全衛生水準の向上を目指す取組を実施

【講習会開催実績 (予定含む)】

年度	開催日	参加者数	内容
R3	11月25日	142名 (内137名オンライン)	「南海トラフ地震に備える」
	1月31日	130名 (内108名オンライン)	「現下の労働衛生について」等3講演
R4 (予定)	11月28日	—	未定

③ 中小企業における正社員転換・処遇改善支援事業の実施

(令和4年度予算2,611千円)

正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換など処遇改善を推進するため、企業経営者向けのセミナー兼相談会、企業への個別支援を実施

【実績】 (令和4年8月末時点)

年度	セミナー兼相談会	企業への個別支援
R3	11回 (延べ210名参加)	40社
R4	0回	22社

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

企業における「ワーク・ライフ・バランス (WLB)」の取組を全県的に推進するため、政労使三者合意のもと、平成21年6月に設立した「ひょうご仕事と生活センター」を核として、多様で柔軟な働き方による働きやすい雇用就業環境を創出

【ひょうご仕事と生活センター設立までのあゆみ】

～兵庫県の政労使の三者による取組～

- 平成18年3月 仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意
- 平成20年10月 仕事と生活のバランス ひょうご共同宣言



平成21年6月 ひょうご仕事と生活センター開設

所在地：神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター

【推進体制の拡充】

ワーク・ライフ・バランス推進体制を強化し、県内全域での一層の気運醸成と取組企業への支援の充実を図るため、姫路事務所、阪神事務所を開設

〈姫路事務所〉所在地：姫路市北条1-98 姫路労働会館1階

開設日：平成31年4月1日

〈阪神事務所〉所在地：尼崎市昭和通2-6-68 尼崎市中小企業センタービル6階

開設日：令和元年5月15日

(1) 普及促進

(令和4年度予算161,589千円)

① 普及啓発・情報発信事業

ア ポータルサイトの運営

WLBに関する先進的な取組事例、相談事例、県・国・関係団体の支援施策やセミナー案内等の各種情報をホームページで一元化して提供

イ 情報誌の発行

(7) 企業向け情報誌「仕事と生活のバランス」の発行（年4回）

先進企業等の取組事例、専門家等の助言内容、センター主催セミナー等の開催結果などWLBに関する情報を企業向けに提供

〈発行部数〉 約10,000部／回

(4) 学生向け事例集「WLBな働き方ガイド」の発行（年1回）

WLBに取り組む先進的な企業の事例集を作成し、就職活動の参考資料として学生等に提供

〈発行部数〉 20,000部

ウ WLBフェスタの開催等による啓発

11月をキャンペーン月間に設定し、キャッチフレーズの公募、WLBフェスタ、拠点地域（神戸・阪神・姫路）シンポジウム・セミナーを開催し、WLBへの理解と取組を一層促進

(7) WLBフェスタ

【R3年度実績】

〈開催日・場所〉 令和3年11月18日 県公館 大会議室

- 〈内 容〉
- a 「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」表彰式
 - b 「ワーク・ライフ・バランスキャッチフレーズ」表彰式
グランプリ作品『今までと違う景色で、ひと仕事』
 - c 「キーパーソン養成講座」修了式
 - d 特別講演 慶應義塾大学大学院教授 前野 隆司 氏
「幸せな職場の経営 社員の幸せと生産性向上に向けて」

〈参加者〉 会場参加：118名

〔 表彰関係者
主催団体関係者等 〕

オンライン視聴：87名



〈WLBフェスタ表彰式〉

【R4年度予定】

〈開催日・場所〉 令和4年11月22日 県公館 大会議室

- 〈内 容〉
- a 「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」表彰式
 - b 「ワーク・ライフ・バランスキャッチフレーズ」表彰式
グランプリ作品『画面越し だけど伝わる あなたのやる気』
 - c 「キーパーソン養成講座」修了式
 - d 特別講演 作家・パブリックスピーカー・経営コンサルタント 山口 周 氏
「ノーノーナル時代のワーク・ライフ・バランスとは」

(イ) WLB拠点地域シンポジウム・セミナー

年度	地域	テーマ等	開催日	場 所	参加者
R3	神戸	アフターコロナの新しい働き方 ～在宅勤務からワークেশンまで～ 【講師】松下 慶太氏（関西大学社会学部教授）	令和3年 10月26日	オンライン配信	69名
	阪神	ポストコロナ時代のワーク・ライフ・バランス 【講師】瀬地山 角氏（東京大学大学院教授）	令和3年 10月15日	東りいたみ ホール	69名
	姫路	ものづくり企業におけるデジタルトランス フォーメーション 【講師】南 知恵子氏（神戸大学経営学部長）	令和3年 11月9日	姫路キャッスル グランヴィリオ ホテル	84名
R4	神戸	Z世代の価値観や本音を理解しよう 【講師】齊藤 徹氏 （（株）ループス・コミュニケーションズ CEO）	令和4年 10月4日	県民会館 パルテホール	100名 （予定）
	阪神	ワーク・ライフ・バランスを通じた生産 性向上～創造性と多様性に向けて～ 【講師】古賀 広志氏（関西大学教授）	令和4年 11月14日	尼崎商工会議所	100名 （予定）
	姫路	ジェンダー平等と女性のエンパワメント 【講師】谷口 真由美氏 （大阪芸術大学客員准教授）	令和4年 10月28日	姫路商工会議所 ・ オンライン配信	50名 （予定）

エ WLB推進企業の拡大への取組

WLB推進企業の県全域への拡大と取組の高度化を図るため、「宣言→認定→表彰」に至る支援の枠組を活用し、企業の取組を切れ目なく支援

(ア) ひょうご仕事と生活の調和推進企業 **宣言**

WLBの推進に取り組むことを宣言する企業・団体を登録し、宣言企業の取組を重点的に支援

(イ) ひょうご仕事と生活の調和推進企業 **認定**

企業等が取組状況を自己診断システムで点検・評価し、一定の基準（※）に達した企業について、審査を経てセンターが認定



【一定の基準】

- a 支援制度の整備と利用実績（育児・介護の代替要員雇用、在宅勤務制度の導入など）
- b 業務の見直し・効率的な働き方の実践（業務量の配分見直し、会議時間の削減や参加者の絞り込みなど）
- c 社内の意識改革（社内研修の実施、相談窓口の設置など）

(ウ) ひょうご仕事と生活のバランス企業 **表彰**

認定企業のうち、先進的、模範的な取組を行い、顕著な効果を上げている企業等を政労使三者で表彰

【宣言・認定・表彰の流れ】

流れ		センターの支援内容
宣言  認定 	WLB取組推進を内外に宣言	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ相談、センター指導員による訪問指導 研修企画・実施 専門家派遣等による実践支援
	一定の基準に達した企業を認定	<ul style="list-style-type: none"> 認定企業ロゴマークの提供 認定・表彰企業勉強会の実施 金融機関の金利優遇措置
	先進的・模範的な企業を顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 事例集、情報誌等での取組紹介 表彰企業ロゴマークの提供 認定・表彰企業勉強会の実施



〈表彰企業ロゴマーク〉

【WLB推進企業数】（令和4年8月末時点）

年度	WLB宣言企業数	WLB認定企業数	WLB表彰企業数
R3	401	65	12
R4	122	—	—
H21～R4年度合計	3,229	365	139

※認定は9月、3月の年2回、表彰は9月に実施

【令和3年度表彰企業取組事例】

1 JCRファーマ株式会社（製造業・芦屋市）

～社内保育所設置ではたらきやすく 男性の育児休業取得も増加～

- 女性社員の職場復帰を応援するため、社内に「キッズランド」を設置
キッズランド整備の効果もあり、令和2年度の育児休業からの復帰率は100%を達成
- 男性に育児休業取得を促すため、「イクボス研修」や「子育て応援カフェ」を実施
その結果、平成27年度には利用がなかった男性の育児休業取得者は平成30年度以降、毎年度1～6人に増加。



〈社内保育所キッズランド〉

2 大和美術印刷株式会社（製造業・姫路市）

～長時間残業の解消を目指し仕事のやり方を見直す～

- 長時間残業の解消のため、全部門を集めてミーティングを開催
改善案を元に、案件ごとの標準作業時間を設定することで時間管理の意識を徹底
- 3・4人のチーム制で業務の属人化を解消
仕事の進捗状況を共有することで、残業時間が減少（最大月34時間→9時間）



〈1日2回のミーティング〉

② 相談事業

ア ワンストップ相談

来所、電話、E-mail等による相談をワンストップで実施するほか、各企業の課題に応じてセンター指導員や社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家を派遣

令和3年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、助成金の活用を含むテレワークに関する相談が多く、ワンストップ相談は前年度比101%、専門家派遣は同105%となった。従来からの社会保険労務士等外部専門家の派遣に加え、令和2年7月よりICTアドバイザー・センター指導員を設置し、企業のテレワーク導入や会議のオンライン化等の推進を支援

【相談実績】（令和4年8月末時点）

（単位：件）

年度	ワンストップ相談 (うちICTアドバイザー)	専門家等の派遣 (うちICTアドバイザー)
R3	4,614 (74)	2,103 (129)
R4	1,705 (42)	861 (78)

イ 従業員意識調査手法の提案・指導

企業における職場の現状と課題把握のため、調査を希望する企業・事業所に対し従業員の働き方や職場環境、仕事や私生活に関する従業員の意識を調査・分析し、課題への改善策を提案

企業においてはこの調査結果を活用してWLBのさらなる取組を実施

【R3年度実績】67件 【R4年度実績（8月末時点）】31件

ウ アクションプランひな形の提供

企業における具体的な取組計画の策定等を容易にし、自主的な取組を支援するため、アクションプラン（WLB取組計画）のひな形をホームページ上で提供

エ ICTアドバイザーの設置

テレワークの導入や会議のオンライン化など、新たなワークスタイルの推進に取り組む企業を支援するため、ICTアドバイザー（3名）を設置し、ネットワークやセキュリティシステム等の紹介や運用に関する助言を実施

③ 研修企画・実施事業

ア 研修企画・実施

各企業の課題等を踏まえた研修を企画し、企業等と連携し従業員向け研修等を実施するとともに、県民局や地域の商工会議所等と連携した集合研修を開催

【研修実績】（令和4年8月末時点）

（単位：件、人）

年度・区分		研修企画・実施		
		出前研修	集合研修	
R3	件数	197	174	23
	人数	4,017	3,393	624
R4	件数	93	76	17
	人数	1,679	1,308	371

イ キーパーソン養成講座の実施

WLB宣言・認定企業において取組を推進する中核人材を養成する講座を開催

【実績】（令和4年8月末時点）

年度	日程	参加者数
R3	7/15、8/19、10/7、2/17の4日連続講座	22人
R4	6/16、7/7、8/18、10/13（予定）の4日連続講座	22人

ウ 宣言・認定・表彰企業向け研修会の開催

企業の取組段階に応じた研修会を開催し、企業の取組の高度化を支援

(7) WLB宣言企業基礎講座

〈実施回数〉 年3回（1日／回）程度

【R3年度実績】 5月27日（尼崎）、12月9日（姫路）、
1月12日～28日（オンライン配信）予定

【R4年度】 6月7日（オンライン配信）、2回目以降予定未定

(4) 認定・表彰企業向け勉強会

〈実施回数〉 年3回（1日／回）程度

【R3年度実績】 9月28日（神戸）、10月12日（姫路）、10月21日（オンライン配信）

【R4年度】 7月13日（阪神）、8月3日（但馬・丹波）、10月17日（神戸）

(2) 助成事業

（令和4年度予算201,150千円）

① 中小企業育児・介護代替要員確保支援事業

育児・介護による離職を防止し、就業継続を支援するため、育児・介護者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成し、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用を促進

〈対象企業〉 従業員が300人以下の企業等

〈対象労働者〉 同一企業等に1年以上勤務している者等

〈支給額〉 代替要員の賃金の1/2

〈上限額〉 〔休業コース〕 月額100千円、総額1,000千円

〔短時間勤務コース〕 ア 育児理由 月額25千円、子が小学3年生まで

イ 介護理由 月額100千円、総額1,000千円

【支給実績】（令和4年8月末時点）

（単位：件、千円）

年度	支給件数		支給額
	休業コース	短時間勤務コース	
R3	75	9	63,295
R4	18	2	14,274

② 仕事と生活の調和推進環境整備支援事業

女性や高齢者など様々な人材の活用や多様な働き方を促進するため、職場環境整備を行った事業主に助成金を支給

〈対象企業〉 従業員が300人以下の企業等

〈対象経費〉 ア 女性や高齢者等の職域拡大のための環境整備

(例) 専用トイレ・更衣室、高齢者のための補助機器 等

イ 多様な働き方ができる環境整備

(例) 事業所内託児スペース 等

〈補助率〉 1/2 (上限2,000千円)

【支給実績】 (令和4年8月末時点) (単位: 件、千円)

年度	支給件数	支給額
R3	52	61,596
R4	13	18,223

③ テレワーク導入支援助成事業

中小企業のテレワークの導入を促進するため、整備費の一部を助成

〈対象企業〉 従業員が300人以下の企業等

〈対象経費〉 テレワーク導入のための機器購入費、システム・ネットワーク構築費等導入に要する経費

〈補助率〉 1/2 (上限2,000千円)

【支給実績】 (令和4年8月末時点) (単位: 件、千円)

年度	支給件数	支給額
R3	126	54,240
R4	40	11,817

(3) 多様な働き方の推進

(令和4年度予算5,327千円)

個人のライフスタイルやポストコロナ時代を見据えた働き方改革等の実現に向け、県内中堅・中小企業における多様な働き方の浸透・定着を促進

① 推進セミナーの開催

〈テーマ〉 テレワーク、フレックスタイム等の多様な勤務形態の導入促進 等

〈対象者〉 企業の経営者や人事労務担当者

【開催実績】

年度	開催回数	開催地	参加者数
R3	2回	神戸、尼崎	会場: 30名 オンライン: 75名 計: 105名
R4	2回	神戸、西宮(予定)	—



〈推進セミナー(神戸)〉

② ポータルサイトを活用した情報発信

先進事例を紹介する動画や多様な働き方に関する情報を配信

③ 事業推進体制

多様な働き方推進会議

〈取組内容〉 多様な勤務形態の導入促進や新たな働き方の普及に関する方策の検討

〈構 成 員〉 連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県商工会連合会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫労働局、兵庫県（事務局）

【開催実績】（令和4年8月末時点）

年度	開催回数
R3	2回
R4	1回（全3回開催予定）

(4) 労働者協同組合法の施行に合わせた普及啓発等の推進（令和4年度予算1,716千円）

労働者が出資し経営に参画できる労働者協同組合法の施行（令和4年10月）に合わせ、多様な就労機会の創出に向けて、制度の広報、事前相談等を実施

① 相談窓口の開設

円滑な労働者協同組合の設立を支援するため、県内での同組合の設立を考える県民等を対象にした相談窓口を設置

〈開設日〉 令和4年7月25日

〈受付時間〉 平日9時～17時

〈場 所〉 兵庫県行政書士会事務局内
（神戸市中央区）

〈相談料〉 無料

〈実施方法〉 兵庫県行政書士会に委託



② フォーラムの開催

多様な就労の機会と地域の多様な需要に応える事業創出に期待される労働者協同組合を、県民とともに学び理解を深めるため、協同労働をテーマにしたフォーラムを開催

【開催実績】

年度	開催日	開催地	参加者数
R4	9月2日	神戸	146名
	2月（予定）	神戸	—

《労働者協同組合（令和4年10月施行）について》

- 〈形 態〉 組合員自らが①出資し、②互いの意見を出し合い反映して事業を決定し、③事業に従事する、協働労働を実践する法人
- 〈特 徴〉 労使の垣根がなく、全員が平等な立場で経営・事業に参加（労働関係法は全て適用）
- 〈事業分野〉 非営利事業でかつ労働派遣以外の全ての事業
（例）福祉介護、子育て支援、地域特産物の販売等、地域課題の解決に期待される事業など
- 〈設立手続〉 3名以上の個人で組織。設立総会を経て法人登記後、県知事へ届出を提出（準則主義）

3 勤労者福祉の充実

(1) 中小企業従業員共済制度（ファミリーパック）の推進（令和4年度予算89,969千円）

中小企業従業員の福祉の増進、企業の安定した労働力の確保と健全な発展を図るため、県内の中小企業に勤務する従業員に対し、中小企業が単独では実施困難な共済事業を（公財）兵庫県勤労福祉協会において実施

① 会費により実施する事業

- 〈会費〉 1人あたり500円/月（年6,000円）
- 〈福利厚生事業〉 各種施設・サービスの利用を補助
（飲食店、映画館、スポーツ観戦等の割引）
- 〈給付事業〉 勤続報奨金等の給付金を支給
（成人、結婚、出産、入学、卒業等祝金）
- 〈貸付事業〉 日常生活に必要な資金を貸付
（教育、自動車購入、住宅の増改築等）

【実績】（令和4年8月末時点）（単位：件、千円、事業所、人）

年度	福利厚生事業		給付事業		貸付事業		加入事業所数	被共済者数
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
R3	55,621	64,146	10,243	80,711	5	7,100	2,577	34,257
R4	30,219	38,079	5,281	42,564	3	3,250	2,616	35,526

② 健康分野における福利厚生メニューの補助

健康分野の会員利用料補助により中小企業の人材確保を支援

- ア インフルエンザ予防接種料補助 3,000円/人 ※配偶者を含め最大6,000円
- イ 人間ドック利用料補助 20,000円/人 ※配偶者を含め最大40,000円

【補助実績】（令和4年8月末時点）（単位：人）

年度	インフルエンザ補助	人間ドック補助
R3	8,350	966
R4	—	292

※インフルエンザ補助については、接種時期に入っていないため未記載

③ 加入促進の支援

ア 新規会員獲得に向けた重点加入促進

専門嘱託員（2名）を設置し、加入促進を展開

イ 非正規雇用労働者の加入促進

非正規雇用労働者の福利厚生制度の充実を図るため、会費の1/2を新規加入から3年助成

（新規加入者数 R3年度：1,062人、R4年度：231人[8月末]）

(2) 勤労者福祉施設の運営

(令和4年度予算228,683千円)

勤労者をはじめ広く県民に、憩いと休養の場や文化、スポーツ、レクリエーション活動の場を提供し、健康でこころ豊かな勤労者生活の増進を図るため、以下の施設を運営

① 設置状況

名称 (設置年月日)	所在地	主な設備内容	指定管理者
中央労働センター (S52.1.10(築45年))	神戸市 中央区	大ホール、小ホール、 会議室、視聴覚室	(公財) 兵庫県勤労福祉協会
姫路労働会館 (S61.11.18(築35年))	姫路市	多目的ホール、会議室、 視聴覚室、サークル室、 和室、トレーニング室	(公財) 兵庫県勤労福祉協会
但馬ドーム (H10.10.1(築24年))	豊岡市	多目的グラウンド、 多目的室、トレーニング室	(公財) 兵庫県勤労福祉協会 ・全但バス(株)グループ
丹波年輪の里 (S63.4.1(築34年))	丹波市	木の館、クラフト館、 アトリエ、イベント広場、 芝生広場	(公財) 兵庫丹波の森協会

② 施設利用状況

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため約1ヶ月半の間休館をした令和2年度よりも休館期間を短縮したことやイベント等の開催回数が増加したことから施設利用者数は対前年を上回った。

しかし、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセルも依然発生しており、例年の利用者数には戻っていない。

(単位：人)

区分		R3年度	R4年度 (8月末)	緊急事態宣言による 休館期間
中央労働 センター	ホール	173,700	96,600	令和3年4月25日～5月11日
	会議室	83,770	39,320	
	小計	257,470	135,920	
姫路労働 会館	ホール	130,810	53,780	令和3年4月25日～5月11日
	会議室等	123,143	51,656	
	小計	253,953	105,436	
但馬ドーム		91,667	41,365	令和3年4月26日～5月11日
丹波年輪の里		146,021	73,971	令和3年4月26日～5月11日
合計		749,111	356,692	

労働委員会の事件取扱状況について

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 労働委員会の概要 | P. 2 |
| 2 | 労働争議の調整 | P. 4 |
| 3 | 労働争議の実情調査 | P. 10 |
| 4 | 不当労働行為事件の審査 | P. 11 |
| 5 | 労働組合の資格審査 | P. 17 |

労働委員会事務局

1 労働委員会の概要

(1) 目的

憲法第 28 条は、いわゆる労働三権（労働基本権）、①団結権（労働者が労働組合を結成する権利）、②団体交渉権（団結力により使用者と交渉する権利）、③団体行動権（必要な場合はストライキなどを行う権利）を保障している。

この憲法の保障をより具体化した労働組合法により、労働組合と使用者との間で生じる集団的労使関係の専門的な紛争解決機関として、労働委員会が設置されている。

労働委員会の主な役割は次の 2 つである。

① 労働争議の調整

労働関係調整法に基づき、労働関係に係る労使紛争の自主的解決が困難な場合に、紛争解決の援助を行うため、労働委員会が公正・中立な機関として当事者の間に入り、あっせん等の調整を行う。

② 不当労働行為事件の審査

労働組合法では、使用者が、正当な理由なく団体交渉に応じないような一定の行為を「不当労働行為」として禁止している。

労働組合等からの申立てがあれば、使用者が不当労働行為を行ったかどうかを審査し、不当労働行為があった場合は、その行為がなかった状態にするよう命ずる救済命令（行政処分）を発する。

労働委員会は、上記①及び②の役割等を通じ、労使間の様々な問題の解決を図り、労使関係の安定や良好な労使関係の構築に助力している。

(2) 種類

労働組合法に基づき、都道府県労働委員会と中央労働委員会が設置されている。

原則として、都道府県労働委員会は、都道府県内の労働争議と不当労働行為事件を、中央労働委員会は、2以上の都道府県にまたがる労働争議や、都道府県労働委員会が発した命令の再審査を担当している。

【参考】「労働争議」とは（労働関係調整法第 6 条）

労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為（ストライキ等）が発生している状態又は発生する虞がある状態をいう。

(3) 委員

労働委員会は、①公益を代表する公益委員（弁護士や大学教授等）、②労働者を代表する労働者委員、③使用者を代表する使用者委員で構成されている。

労働委員会の委員数は労働組合法施行令で定められており、本県の労働委員会は、公・労・使各 7 人計 21 人の委員で構成されている。

労働者委員、使用者委員は、それぞれ労働組合、使用者団体の推薦に基づいて知事が任命する。また、公益委員は、労働者委員、使用者委員の同意を得て知事が任命する。

労働委員会の会長は、全委員によって公益委員の中から選ばれる。

なお、委員は非常勤で、任期は 2 年である。

(4) あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議のあっせんを行うため、予めあっせん員候補者を委嘱しており、あっせん実施にあたっては、会長があっせん員候補者の中から、あっせん員を指名している。

当委員会では、総会の議決に基づき、現職の委員を含む計 31 人をあっせん員候補者として委嘱している。

(5) 運 営

労働委員会は、合議制により運営されている。

委員全員による総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。

また、公益委員のみによる公益委員会議では、不当労働行為の判定や労働組合の資格審査等を行う。

当委員会では、総会は、通常毎月 2 回、定期的で開催され、公益委員会議も、通常総会開催日に併せて開催されている。

(6) 業 務

労働委員会は、(1) に記載した「労働争議の調整」や「不当労働行為事件の審査」に加え、以下の業務を行っている。

- ① 労働争議の実情調査
- ② 労働組合の資格審査

(7) 事務局

労働委員会には、その事務を処理するため、事務局が設けられており、事務局長の下に、主に総会の運営やあっせんを担当する総務調整課及び主に不当労働行為審査事件を担当する審査課の 2 課が置かれている。

2 労働争議の調整

労使間で生じた労働関係に係る紛争は、当事者が自主的に解決するのが原則であるが、これが困難な場合に、労働委員会が当事者の間に入り、双方の主張の不一致を調整し、調整案を提示する等、紛争解決のための援助を行う。

(1) 概要

ア 調整手続

労働委員会が行う調整手続は、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つがある。

(ア) あっせん

あっせん員が、労使双方の事情を聴取し、主張の不一致の調整やあっせん案の提示などを行うことにより、当事者の自主的解決を促進し、解決に導く調整手続。

当事者一方の申請で開始でき、調整手続は、殆ど「あっせん」で行われている。

なお、被申請者は、あっせん実施に同意しないことができる。

(イ) 調停

労働委員会に設置する「調停委員会」が、調停案を提示し、労使双方の当事者に受諾を勧告することにより、解決に導く調整手続。ただし、調停案に法的拘束力はない。

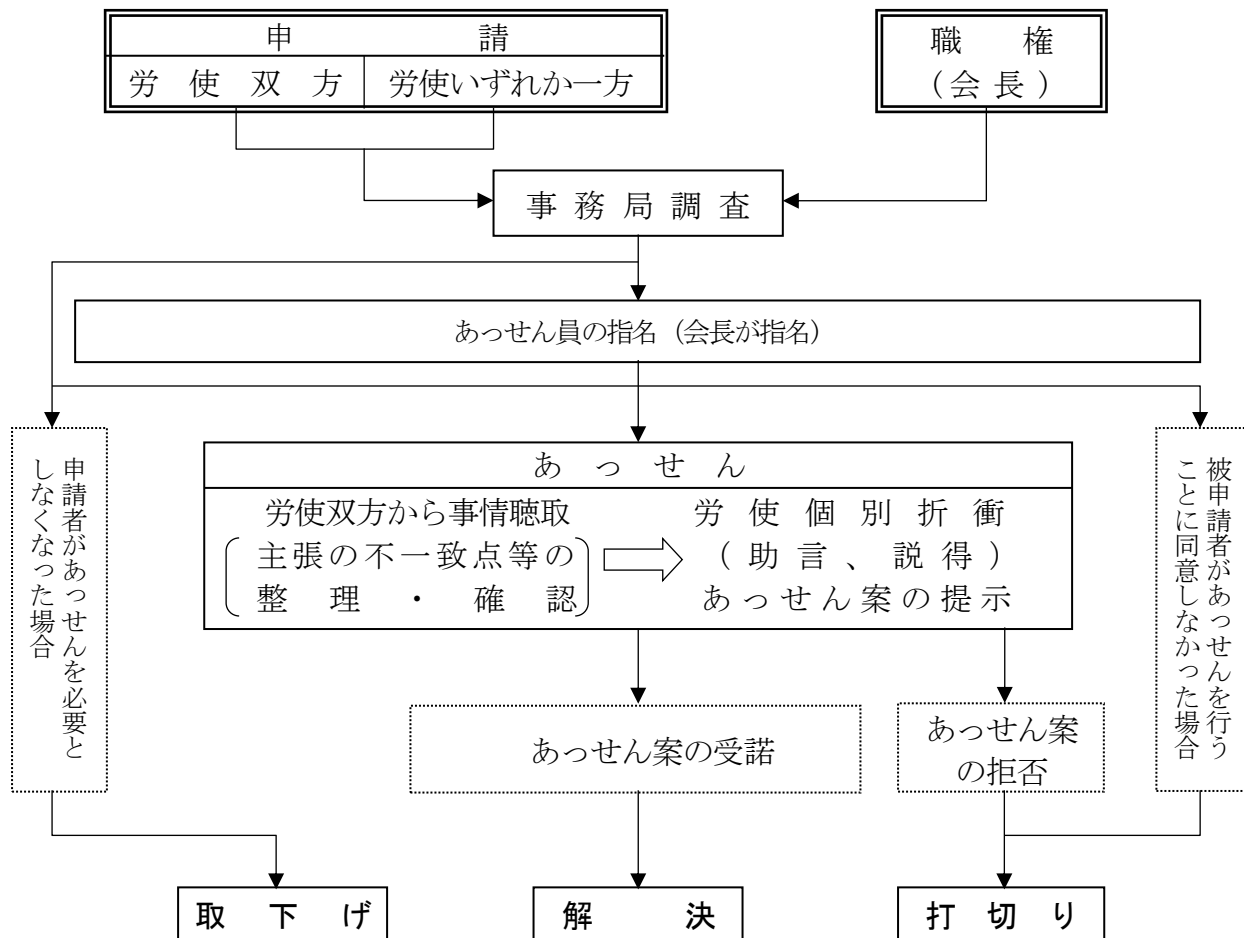
(ウ) 仲裁

労使双方の当事者が、労働委員会に設置する「仲裁委員会」に労働争議の解決を委ね、必ずその判断（仲裁裁定）に従うものとする調整手続。要件は厳しいが、仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

区分	調整員	開始要件	方法・効果
あっせん	あっせん員 通常は、公・労・使から各1人ずつの3人	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 ③職権	当事者の主張の不一致点等を調整し、自主的解決を促進する。 あっせん案を提示することもある。
調停	調停委員会 公益委員 労働者委員 使用者委員 } 同数	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 〔・労働協約に定めがある場合 ・公益事業等の場合〕 ③職権 (公益事業等の場合) ④知事の請求 (公益事業等の場合)	調停案を提示して当事者に受諾を勧告する。 調停案を受諾するかどうかは自由で、法的に拘束されない。
仲裁	仲裁委員会 公益委員3人 なお、労・使委員は、仲裁委員会の同意を得て、意見を述べる ことができる。	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 〔労働協約に定めがある場合〕 ③職権 (地方公営企業等の場合) ④知事の請求 (地方公営企業等の場合)	仲裁裁定を出す。 当事者は、この裁定に従わなければならないが、その効力は、労働協約と同一である。

イ あっせんの流れ

調整手続で利用されているのは、殆どがあっせんであり、その流れは、下図のとおりである。



あっせんは、殆どが労使いずれか一方の申請により開始される。

あっせん実施に先立ち、事務局職員が当事者の主張を聴取し、その不一致点等を整理する「事務局調査」を行い、その結果等を踏まえて、会長は、公・労・使各1名のあっせん員を指名する。

あっせんは、まず、あっせん員が労使双方から事情聴取し、次に、労使個別に助言、説得などの折衝を行い、その結果、あっせん案が整えば双方が受諾することにより解決となるが、不調に終わればあっせん打ち切りとなる。また、被申請者があっせんの実施に同意しない場合も、あっせん打ち切りとなる。

(2) 調整事件取扱状況

ア 事件取扱件数

令和3年の取扱件数は8件で、前年からの繰越件数が1件、新規取扱件数が7件である。

また、終結件数は7件で、令和4年への繰越は1件である。

[表1]

(単位：件)

区分 \ 年	元年	2年	3年	4年への繰越件数
取扱件数	13 (11)	18 (16)	8 (7)	1 (1)
終結件数	11 (9)	17 (15)	7 (6)	

(注1) 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値であり、()内は、新規取扱件数である。

(注2) 取扱件数及び終結件数は、全てあつせんである。

イ 申請者別件数

令和3年の取扱件数は、労働組合からの申請が8件となっている。

[表2]

(単位：件)

年 \ 申請者	労働組合	使用者	双方	計
元年	12 (11)	1 (0)	—	13 (11)
2年	18 (16)	—	—	18 (16)
3年	8 (7)	—	—	8 (7)

ウ 調整事項別件数

令和3年の調整事項別の取扱件数は、「団交促進」が8件、「経営又は人事」が5件、「賃金等」が4件、「その他」が3件となっている。

[表3]

(単位：件)

調整事項		年		
		元年	2年	3年
組合の承認・活動		—	—	—
協約の締結・改定		—	1(1)	—
協約の効力・解釈		2(2)	1(0)	—
賃金等	賃金増額	3(2)	—	—
	一時金	6(5)	7(5)	2(1)
	諸手当	2(2)	—	1(1)
	退職金	2(2)	1(1)	—
	その他	2(2)	3(3)	1(1)
	小計	15(13)	11(9)	4(3)
労賃 働金 以外 件の	労働時間	1(1)	—	—
	休日・休暇	2(2)	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3(3)	—	—
経営 又は 人事	事業休廃止・縮小	—	—	—
	人員整理	—	—	—
	配置転換	1(1)	1(1)	1(1)
	解雇	1(1)	2(2)	3(3)
	その他	—	—	1(1)
	小計	2(2)	3(3)	5(5)
福利厚生		1(1)	—	—
団交促進		13(11)	18(16)	8(7)
その他		5(5)	4(4)	3(3)
計		41(37)	38(33)	20(18)

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計と取扱件数とは、一致しない。

エ 地区別件数

令和3年の地区別の取扱件数は、神戸地区が4件、阪神北地区が2件、阪神南地区及び但馬地区が各1件となっている。

[表4]

(単位：件)

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
	元年	7 (6)	3 (2)	—	—	—	—	1 (1)	2 (2)	—	
2年	11 (9)	2 (2)	2 (2)	—	1 (1)	—	—	2 (2)	—	—	18 (16)
3年	4 (3)	1 (1)	2 (2)	—	—	—	—	1 (1)	—	—	8 (7)

オ 業種別件数

令和3年の業種別の取扱件数は、「運輸、郵便」、「医療、福祉」及び「サービス」が各2件、「教育、学習支援」及び「その他」が各1件となっている。

[表5]

(単位：件)

業種 年	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
元年	2 (2)	—	4 (3)	—	—	—	—	1 (1)	4 (3)	—	2 (2)	13 (11)
2年	—	—	9 (8)	—	1 (1)	—	2 (2)	1 (1)	1 (0)	—	4 (4)	18 (16)
3年	—	—	1 (1)	—	1 (0)	—	1 (1)	2 (2)	2 (2)	—	1 (1)	8 (7)

カ 企業規模別件数

令和3年の企業規模別の取扱件数は、「50～99人」及び「500～999人」が各3件、「49人以下」及び「300～499人」が各1件となっている。

[表6]

(単位：件)

企業規模 年	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
元年	9 (7)	3 (3)	1 (1)	—	—	—	—	13 (11)
2年	11 (11)	3 (2)	1 (0)	—	2 (2)	1 (1)	—	18 (16)
3年	1 (1)	3 (2)	—	—	1 (1)	3 (3)	—	8 (7)

キ 終結区分別件数

令和3年の終結区分別件数は、「解決」及び「取下げ」が各1件、「打切り」が5件となっている。

[表7]

(単位：件)

区分 年	終 結 件 数					計 (F)	解決率 $\left(\frac{A}{F-B}\right)$	調整を実施 したものに 係る解決率 $\left(\frac{A}{A+E}\right)$
	解 決 (A)	取下げ (B)	打切り (C)	調整不調				
				被申請者 不同意 (D)	(E)			
元年	5 (3)	2 (2)	4 (4)	4 (4)	—	11 (9)	55.6 %	100.0 %
2年	5 (4)	—	12 (11)	12 (11)	—	17 (15)	29.4 %	100.0 %
3年	1 (1)	1 (0)	5 (5)	5 (5)	—	7 (6)	16.7 %	100.0 %

ク 調整所要日数別終結件数

令和3年の調整所要日数別の終結件数は、「1～4日」が5件、「10～19日」及び「20～29日」が各1件となっている。

[表8]

(単位：件)

日数 年	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均日数
元年	1 (1)	4 (4)	—	4 (3)	1 (1)	1 (0)	—	11 (9)	12.4日 (9.6日)
2年	—	12 (11)	—	1 (1)	4 (3)	—	—	17 (15)	6.9日 (6.3日)
3年	—	5 (5)	—	1 (1)	1 (0)	—	—	7 (6)	6.0日 (3.3日)

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

運輸・医療等の公益事業（下表10参照）で争議行為をしようとする場合は、県民の日常生活への影響が大きいことから、当事者である労働組合又は使用者は、労働関係調整法により、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は知事に争議行為の予告通知をしなければならない。労働委員会は、この予告通知がなされたり、争議行為が発生した場合には、必要に応じ争議の状況を調査する。

(2) 実情調査実施状況

ア 調査件数

令和3年に実施した調査の件数は116件で、すべて新規調査である。

調査件数116件のうち、調査の終結件数は116件で、令和4年への繰越件数は0件となっている。

[表9]

(単位：件)

年 区分	元年	2年	3年	4年への 繰越件数
取扱件数	53 (52)	123 (120)	116 (116)	0 (0)
終結件数	50 (49)	123 (120)	116 (116)	

イ 事業別件数

令和3年の事業別の調査件数は、「運輸」が106件、「医療、公衆衛生」が9件、「郵便、信書便、電気通信」が1件となっている。

[表10]

(単位：件)

年 区分	公益事業（労働関係調整法第8条）							公益事業以外の事業	計
	運輸			郵便、 信書便、 電気通信	水道、 電気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
	旅客 運送	貨物 運送	その他			医療	公衆 衛生		
元年	31 (31)	7 (7)	1 (1)	1 (1)	—	10 (9)	3 (3)	—	53 (52)
2年	21 (19)	52 (52)	39 (39)	1 (1)	—	7 (6)	3 (3)	—	123 (120)
3年	13 (13)	49 (49)	44 (44)	1 (1)	—	5 (5)	4 (4)	—	116 (116)

4 不当労働行為事件の審査

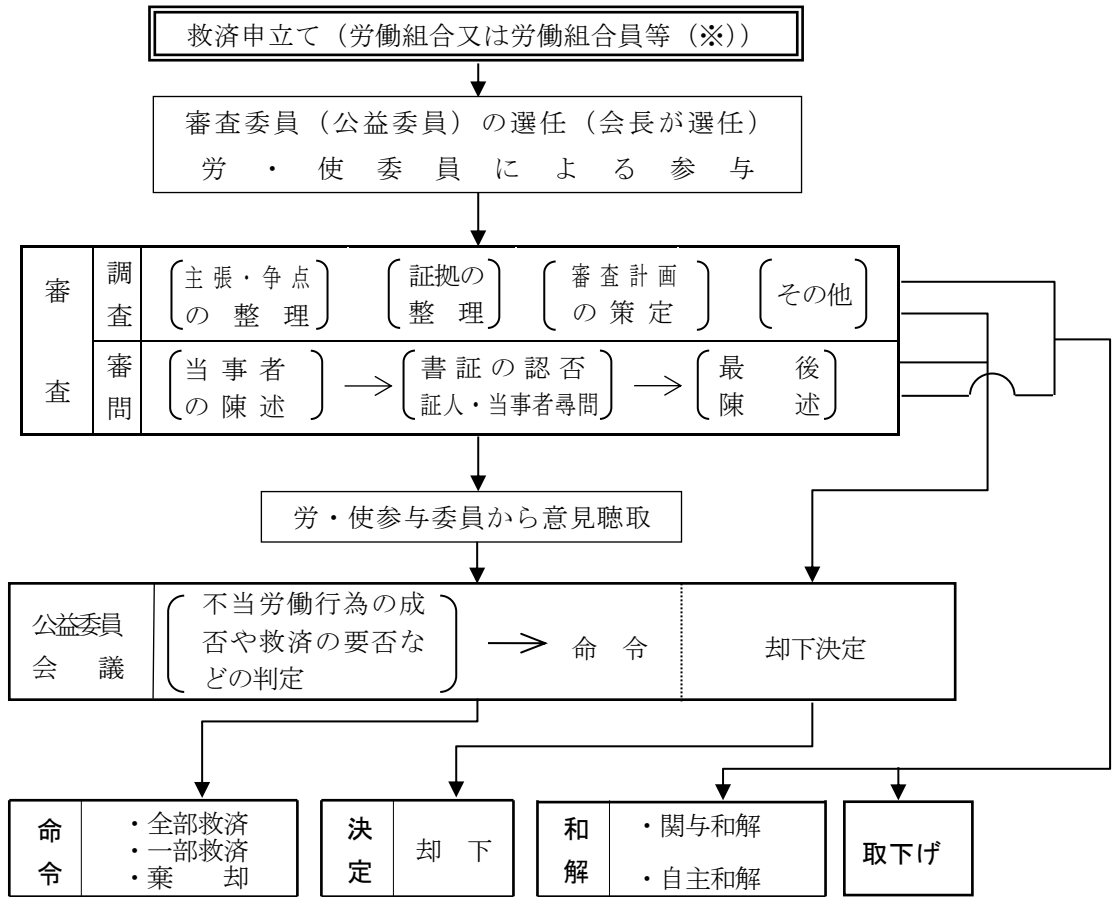
(1) 概要

労働組合法第7条各号に規定する不当労働行為の成否について審査する。

ア 不当労働行為の種別

号 別	種 別	禁止されている使用者の行為
1号	不利益取扱い	労働者が ①労働組合の組合員であること ②労働組合に加入しようとしたこと ③労働組合を結成しようとしたこと ④労働組合の正当な行為をしたこと を理由に、解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。
	—	労働者が ①労働組合に加入しないこと ②労働組合から脱退すること を雇用条件とすること。
2号	団交拒否	使用者が ①雇用する労働者の代表者との団体交渉を、正当な理由がなく拒むこと。 ②誠実に団体交渉を行わないこと。
3号	支配介入	労働者が ①労働組合を結成すること ②労働組合を運営すること を支配したり、これに介入すること。
	経費援助	使用者が 労働組合の運営経費について、経理上の援助を与えること。
4号	報復的不利益取扱い	労働者が ①不当労働行為の申立てをしたこと ②再審査の申立てをしたこと ③不当労働行為の調査、審問、和解や労働争議の調整の場合に証拠を提示したり、発言したこと を理由に、解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。

イ 不当労働行為事件の審査の流れ



不当労働行為の救済手続は、上図のとおり、労働組合又は労働組合員等（※）の救済申立てにより開始され、裁判所の訴訟手続と同様の手続で、調査や審問を実施し、公益委員会において、不当労働行為の成否や救済の要否の判定を行い、救済又は棄却の命令を発する。

また、紛争の早期・実質的解決、労使関係の円滑化に資すると考えられる場合、審査の途中において、当事者に和解を勧めることもある。そのほか、申立ての要件を欠く場合等の却下や申立人からの取下げにより終結する場合がある。

（※）「労働組合員等」とは、労働組合員、又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとする者をいう（以下同じ）。

(2) 審査事件取扱状況

ア 事件取扱件数

令和3年の取扱件数は10件で、前年からの繰越件数が7件、新規取扱件数が3件である。

令和2年と比べて、取扱件数は9件減少した。

終結件数は2件で、令和4年への繰越件数は8件となっている。

[表 11]

(単位：件)

年 区分	元年	2年	3年	2、3年 の比較	4年への 繰越件数
取扱件 数	17 (7)	19 (13)	10 (3)	△9 (△10)	8 (2)
終結件 数	11 (5)	12 (7)	2 (1)	△10 (△6)	

イ 申立事項別件数

令和3年の申立事項別の取扱件数は、2号事件が6件、1・2・3号事件が2件、2・3号事件及び1・3・4号事件が各1件となっている。

[表 12]

(単位：件)

申立事項		元年	2年	3年
単 一	1号(不利益取扱い)	—	—	—
	2号(団体交渉の拒否)	7 (3)	9 (7)	6 (3)
	3号(支配介入)	2 (1)	2 (1)	—
	4号(報復的不利益取扱い)	—	—	—
複 合	1号・2号	2 (1)	—	—
	1号・3号	4 (—)	3 (—)	—
	2号・3号	2 (2)	1 (1)	1 (—)
	1号・2号・3号	—	3 (3)	2 (—)
	1号・3号・4号	—	—	1 (—)
	1号・2号・3号・4号	—	1 (1)	—
計		17 (7)	19 (13)	10 (3)

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

ウ 申立人別件数

令和3年の申立人別の取扱件数は、労働組合からの申立てが10件となっている。

[表 13] (単位：件)

年 \ 申立人	労働組合	労働組合員等	労働組合と労働組合員等	計
元年	16 (7)	—	1 (—)	17 (7)
2年	18 (13)	—	1 (—)	19 (13)
3年	10 (3)	—	—	10 (3)

エ 地区別件数

令和3年の地区別の取扱件数は、神戸地区が5件、阪神南地区が3件、阪神北地区及び西播磨地区が各1件となっている。

[表 14] (単位：件)

地区 \ 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
元年	6 (3)	7 (4)	1 (—)	2 (—)	—	—	—	1 (—)	—	—	17 (7)
2年	7 (7)	7 (3)	1 (1)	2 (1)	—	1 (1)	—	1 (—)	—	—	19 (13)
3年	5 (1)	3 (1)	1 (—)	—	—	—	1 (1)	—	—	—	10 (3)

オ 業種別件数

令和3年の業種別の取扱件数は、「貨物運送」が4件、「旅客運送」、「教育、学習支援」、「医療、福祉」、「サービス」、「公務」及び「その他」が各1件となっている。

[表 15] (単位：件)

業種 \ 年	製造	運輸、郵便				卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
元年	2 (—)	—	5 (3)	—	—	—	1 (—)	1 (—)	5 (3)	—	3 (1)	17 (7)
2年	—	1 (1)	9 (8)	—	—	—	2 (1)	2 (1)	3 (1)	—	2 (1)	19 (13)
3年	—	1 (—)	4 (—)	—	—	—	1 (—)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (—)	10 (3)

カ 企業規模別件数

令和3年の企業規模別の取扱件数は、「49人以下」が4件、「50～99人」が3件、「500～999人」が2件、「300～499人」が1件となっている。

[表 16]

(単位：件)

年	企業規模							
	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
元年	6 (3)	3 (1)	1 (-)	1 (-)	1 (1)	2 (1)	3 (1)	17 (7)
2年	12 (9)	4 (4)	-	1 (-)	-	-	2 (-)	19 (13)
3年	4 (-)	3 (-)	-	-	1 (1)	2 (2)	-	10 (3)

キ 終結区分別件数

令和3年の終結区分別件数は、「和解・取下げ」が2件となっている。

[表 17]

(単位：件)

年	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	関与和解	自主和解	取下げ	小計	
元年	2 (-)	1 (-)	1 (-)	-	4 (-)	4 (3)	2 (1)	1 (1)	7 (5)	11 (5)
2年	1 (-)	-	3 (-)	-	4 (-)	3 (3)	1 (1)	4 (3)	8 (7)	12 (7)
3年	-	-	-	-	-	1 (1)	1 (-)	-	2 (1)	2 (1)

ク 終結事件係属日数

令和3年の終結事件の係属日数は、「和解・取下げ」の平均が427日であり、総平均が427日となっている。

[表 18]

(単位：日)

係属日数		終結区分	命令・決定	和解・取下げ	終結事件全体
最長	元年		708	264	—
	2年		837	412	
	3年		-	600	
最短	元年		416	43	—
	2年		428	41	
	3年		-	253	
平均	元年		530	129	275
	2年		625	181	329
	3年		-	427	427

(3) 審査期間の目標及び審査の実施状況

審査期間の目標については、毎年、最初に開催される総会で決定し、前年の審査の実施状況とともに公表することとしている。

ア 令和3年における審査期間の目標

- (ア) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (イ) 標準的な事件 1年
- (ウ) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

イ 令和3年における審査の実施状況（令和3年中に終結した事件）

[表 19]

(単位：日)

事件区分	終結区分	終結 件数	審 査 の 結 果		
			最 長	最 短	平 均
標準的な事件	命 令 ・ 決 定	—	—	—	—
	和 解 ・ 取 下 げ	2	600	253	427
	計 又 は 平 均	2	—	—	427(約1年2月)

5 労働組合の資格審査

(1) 概要

労働組合が不当労働行為の救済を申し立てる場合や法人登記をする場合等に、労働組合法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合しているかどうかについて、審査を行う。

(2) 資格審査取扱状況

ア 資格審査件数

令和3年の取扱件数は21件で、前年からの繰越件数が7件、新規取扱件数が14件である。

令和2年と比べて、取扱件数は2件増加し、新規取扱件数は同数であった。

また、終結件数は14件で、令和4年への繰越件数は7件となっている。

[表 20]

(単位：件)

区分 \ 年	元年	2年	3年	2、3年の比較	4年への繰越件数
取扱件数	27 (18)	19 (14)	21 (14)	+2 (-)	7 (2)
終結件数	22 (15)	12 (8)	14 (12)	+2 (+4)	

イ 申請理由別件数

令和3年の取扱件数は、労働委員会の委員推薦のためが11件、不当労働行為の救済申立てのためが10件となっている。

[表 21]

(単位：件)

区分 \ 年	労働委員会の委員推薦のため	法人登記のため	不当労働行為の救済申立てのため	労働者供給事業の許可申請のため	計
元年	10 (10)	-	17 (8)	-	27 (18)
2年	-	1 (1)	18 (13)	-	19 (14)
3年	11 (11)	-	10 (3)	-	21 (14)